

第48号議案

品川区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

品川区立公園条例の一部を改正する条例

品川区立公園条例（昭和39年品川区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3(1)アの表中

「

庭球場(2)	区内チーム	2時間	1,400円	1面につき
	区外チームおよび学校	2時間	2,800円	

を」

「

庭球場(2)	区内チーム	2時間	1,400円	1面につき		
	区外チームおよび学校	2時間	2,800円			
フットサル場	フットサル場等として使用する場合	区内チーム	小学生以下	2時間	700円	1面につき
		区内チーム	中学生以上	2時間		
	区外チーム	小学生以下	2時間	1,400円		
		中学生以上	2時間	2,800円		
庭球場として使用する場合	区内チーム	2時間	1,400円	1面につき		
	区外チーム	2時間	2,800円			

に」

改め、別表第3(1)中オの表をカの表とし、エの表をオの表とし、ウの表の次に次の1表を加える。

## エ スケートボード場

区分		全日（午前9時～午後9時）	摘要
区民等	小学生以下	100円	1人につき
	中学生以上	200円	1人につき
区民等 以外	小学生以下	200円	1人につき
	中学生以上	400円	1人につき

備考 「区民等」とは、区内に住所を有し、勤務し、または在学する者をいう。

別表第3(2)の表中「および庭球場(2)」を「、庭球場(2)およびフットサル場」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、平成29年11月20日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月21日から施行する。
- 2 フットサル場およびスケートボード場の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 八潮北公園におけるフットサル場およびスケートボード場に係る使用料を定める必要がある。